

長久手市児童発達支援センター
運営基本計画

平成 3 1 年 1 月
長久手市

【目 次】

1	背景.....	P 1
2	障がいのある児童に対する本市のこれまでの取組・課題...	P 1
3	障がいのある児童に関する本市の基本計画.....	P 3
4	児童発達支援センターで実施する事業.....	P 6
5	施設整備計画.....	P11
6	職員配置計画.....	P15
7	運営形態.....	P18
8	（仮称）発達支援室の設置について.....	P19
9	送迎バスについて.....	P19
10	すぎのこ教室について.....	P20
11	定員設定の考え方.....	P22
12	開設時期.....	P24
13	長久手市児童発達支援センター設置に係る作業部会での 主な意見（抜粋）.....	P25
14	長久手市児童発達支援センター設置に係る作業部会 構成員名簿.....	P32
15	長久手市児童発達支援センター設置に係る作業部会 検討経過.....	P33

1 背景

近年、全国的な出生率の低下により出生数が減少する一方、障がいや発達に関する相談等は増加傾向にあり、障がい程度の重度化や多様化も指摘されているところです。

また、発達障がいや知的な遅れはないものの、学習面や行動面で困難さを抱えている児童についても増加傾向にあるなど、障がいのある児童等を取り巻く環境には対応すべき課題が山積している状況といえます。

こうした中、国は平成24年に児童福祉法を改正、平成25年には障害者総合支援法を制定し、これまで障がい種別で分かれていた施設・施策を統合して一元化を図るなど、障がいのある児童に対する支援策の強化を図ってきました。

平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律」が施行され、障がいのある人に対する「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されました。

さらに、平成28年6月には「発達障害者支援法」が一部改正され、発達障がいの定義を、「発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受ける者」とし、発達障がい者を取り巻く「社会的障壁」に言及したほか、個別の教育支援計画の作成の推進に関する規定や、事業主に対して個々の発達障がい者の特性に配慮した雇用管理に努めることなどが規定されました。

2 障がいのある児童に対する本市のこれまでの取組・課題

本市ではこれまで、障がいのある児童への地域に根ざした療育を目的として、昭和49年に親子通園施設「すぎのこ教室」を開設したことをはじめ、乳幼児健診などを実施する中で、障がいのある児童の早期発見に努めており、1歳6か月児健診・3歳児健診事後教室「たんぽぽ教室」や市内保育園での障がい児保育の実施、また、平成26年度から「5歳児すこやか発達相談」、平成27年度から「障がい児相談支援事業」、また、平成30年度からは「基幹型相談支援センター」を開設するなど、療育支援体制の強化に取り組んできました。

こうした中、近年、特に障がいの早期発見、早期療育に加え、就園、就学、学齢期以降の様々なライフステージへの「つなぎ」の強化の重要性が指摘されています。適切に連携した施設等で早期療育を受け、就園、就学、就業等、様々なライフステージへの移行がスムーズに行われることで、社会参加の機会が広がっていく可能性があるからです。

早期療育が有効である一方で、保護者の障がい受容が課題となっています。適切な療育を望むものの、保護者にとって障がいや発達の遅れを受け入れることは大変困難なことです。児童がその時々に必要な療育を受けないまま保育所・幼稚園、小・中学校へと進み、それぞれのステージで困難さを感じたり、就労の段階に至って初めて壁にぶつかるといった状況も報告されています。

また、医療的ケア児への対応も重要な課題となっているほか、障がい特性に応じた専門性の強化も必要です。

さらに、これら支援施策の実施に当たっては、保護者への支援や育児の負担軽減など、家族へのサポートも同時に行われる必要があります。

こうした課題があるものの、本市においては障がいのある児童に対して支援を行う事業所等の社会資源の不足、また、各施策間の連携が不十分であることから、支援が必要な児童及びその保護者・家族の願いに応えることができていない状況も見受けられます。

本市に所在する障がいのある児童に対する支援施設は、市が条例の定めによって設置している親子通園施設「すぎのこ教室」と、民間事業者による児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所が少数あるのみであり、地域療育の拠点となる児童発達支援センターが存在しないなど、障がいのある児童に対して通所支援を提供する社会資源が少ない状況となっています。このため、新たに児童発達支援センターの整備を行うことで、通所先の確保を図っていく必要があります。

こうした中、本市では老朽化が進んでいる上郷保育園、上郷児童館（児童クラブ室を含む）に合わせ、児童発達支援センター（すぎのこ教室を含む）を農村環境改善センターの多目的広場（グラウンド）に整備する方針を固め、平成29年9月に「上郷保育園等改築基本構想」を策定しました。

さらに、児童発達支援センターの運営に関する基本的な方針を検討するため、「長久手市障がい者自立支援協議会児童教育支援部会」の下に、児童教育支援部会部会長、家族会代表、学識経験者、主任児童委員等からなる「長久手市児童発達支援センター設置に係る作業部会」を設け、検討を重ねました。

3 障がいのある児童に関する本市の基本計画

本市では、第5次長久手市総合計画（平成21年度～平成30年度）及び第2次新しいまちづくり行程表（平成28年度～平成31年度）を上位計画とし、一人ひとりの幸福度が高い「日本一の福祉のまち」の実現に向けたまちづくりを進めています。平成25年度には「長久手市地域福祉計画・地域福祉活動計画」、平成26年度には「第3次長久手市障がい者基本計画」、「長久手市第4期障がい福祉計画」、そして「長久手市子ども・子育て支援事業計画」を、さらに平成29年度には、平成30年度から平成32年度までを計画期間とする「第1期長久手市障がい児福祉計画」を策定し、「平成33年度末までに児童発達支援センターを整備する」ことを明記しました。

(1) 第2次新しいまちづくり行程表（平成28年度～平成31年度）

【フラッグ2 あんしん 助けがなかったら生きていけない人は全力で守る】

〔政策④ 地域一丸で、子育て支援を充実させる〕

○ 児童発達支援センターの整備

就学前児童への発達支援を行うため、障がいのある児童が身近な地域で安心して療育を受けることができる児童発達支援センターを整備します。

(2) 長久手市地域福祉計画・地域福祉活動計画（平成26年度～平成30年度）

【基本施策(8) ずっと住み慣れた地域で元気に暮らせる環境づくり】

[包括的なサービス提供体制の充実]

○ 児童発達支援センター整備事業

障がいを持つ児童に対して、より充実した療育を実施するとともに、保護者が集い、情報交換などができる拠点となる施設を整備します。

(3) 第3次長久手市障がい者基本計画（平成27年度～平成32年度）

【重点施策5 乳幼児期からの療育支援体制の整備】

発達障がい等の障がいのある児童に対する総合的な療育施設として、「児童発達支援センター」を後期（平成30年度～平成32年度）に整備します。

児童発達支援センターの整備にあたり、まずは前期（平成27年度～平成29年度）に療育支援体制の整備を図り、発達障がいのある児童への支援や未就園児から一貫した支援体制の構築を図ります。

【重点施策6 各保育園等への巡回相談】

発達障がい等に対する支援体制の充実を図るため、発達障がい等に関する知識のある相談支援員が各保育園等を巡回し、保育士等への助言や相談支援などを実施します。

(4) 長久手市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）

【施策の柱2 すべての家庭・児童への支援体制の充実】

[障がいのある児童とその家族への支援の充実]

○ 児童発達支援センターの整備

障がいのある児童が身近な地域で安心して過ごせるようにするため、保育所、相談支援事業所、障がいのある児童に関わる組織等のネットワークを構築し、切れ目のない療育支援体制の構築を図ります。その上で地域の中核的な療育施設として児童発達支援センターの整備を行い、支援体制の強化を図ります。

(5) 長久手市第1期障がい児福祉計画

【基本的方向性】

障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援を図るため、障がい児支援の提供体制の整備等の成果目標や活動指標を盛り込み、さらに障がいの有無にかかわらず児童がともに成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。また、国の指針に従い以下のものを基本的方向性とします。

ア 児童発達支援センターの設置

障がいの「早期発見」、「早期療育」に加え、切れ目ない療育支援体制を提供するための一翼を担うことを目的に、専門的機能を持ち地域における中核的な役割を持つ支援施設として、障害児通所支援等を実施する児童発達支援センターを設置します。市内事業所と緊密な連携を図り、重層的な通所支援体制を構築します。

項目	国の指針による 数値目標	数値
【目標値】 平成33年度末までの整備数	各市町村に少なくとも1か所以上設置（圏域での設置も可）	市内に1箇所

イ 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

項目	国の指針による 数値目標	数値
【目標値】 平成 33 年度末までの整備数	すべての市町村において、利用できる体制を構築する	市内に 1 箇所

4 児童発達支援センターで実施する事業

(1) 法律上の位置づけ

児童発達支援センターとは、児童福祉法第 43 条で定められた児童福祉施設の一つです。障がいのある就学前の児童のための通所支援が児童発達支援であり、児童福祉法では児童発達支援を、「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導や知能技能の付与、集団生活への適応訓練、その他厚生労働省で定める便宜を供与する」と定めています。

(2) 事業内容

児童発達支援センターでは、児童発達支援（通所支援）事業、相談支援事業、保育所等訪問支援事業を実施します。

ア 児童発達支援（通所支援）事業

(ア) 事業内容

身体に障がいがある就学前児童や知的障がい、又は精神障がいのある就学前児童（発達障がいのある児童を含む）に対して日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を行います。

必要に応じて、主に次の 5 つの訓練を実施します。

- ・ 運動発達に支援が必要な児童に対して粗大運動（からだ全体を使った運動）や、運動機能、日常生活の姿勢・動作の獲得に向けた訓練・指導を行います。

- ・ 発達に支援が必要な児童に対して個々の発達課題（運動機能・日常生活技能・学習基礎能力・心理社会的な発達など）や、現在・将来にわたる生活を考慮した訓練を行います。
- ・ 言語の発達や発音、コミュニケーションに支援が必要な児童に対して個別指導を行います。また、必要に応じて発音や吃音の評価を行い、保護者に助言等を行います。
- ・ 親子関係を把握し、保護者が児童とより良い関係を築けることを目的とした指導を行います。
- ・ 同年代の小集団活動を通して、児童の社会的スキルの獲得を促し、集団活動での適応を高めていけるよう支援を行います。

(イ) 対象者

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる就学前（0歳～5歳児）の障がいのある児童

(ウ) 定員

40人（規模決定については後述）

(エ) 利用料金

有料（市が交付する通所受給者証が必要となります。）。児童福祉法に規定される障害児通所給付費に基づく利用料金とします。また、保育所と同程度の給食費を徴収します（今後詳細検討）。

所得階層	利用者負担額 (月額)	給食費 (月額)
生活保護世帯	0円	保育所と同程度
市町村民税非課税世帯	0円	保育所と同程度
市町村民税課税世帯（所得割28万円未満）	4,600円	保育所と同程度
市町村民税課税世帯（所得割28万円以上）	37,200円	保育所と同程度

イ 相談支援事業

(ア) 事業内容

障がいのある児童とその保護者に対して、相談を通して適切な支援につなげるとともに、保護者の心配や不安の軽減を図ります。専門的な立場から療育の必要性の判断や療育方針を定め、一人ひとりに応じた児童発達支援計画を作成します。

また、必要に応じて言語聴覚士、臨床心理士、作業療法士等の専門職による支援につなげていきます。

さらに、児童発達支援計画作成後のモニタリングを行うほか、児童への支援内容についての職員同士の相談、研修、同じ悩みなどを持った保護者と職員を交えた保護者会や勉強会等を行います。

なお、指定障害児相談支援事業所が行う障害児相談支援事業と異なり、通所受給者証交付（支給決定）に当たって必要となる障害児支援利用計画の策定は行いません。

(イ) 対象者

主に児童発達支援センターに通所する児童（0歳～5歳）及びその保護者（家族）。

(ウ) 利用料金

無料

(エ) 長久手市障がい者相談支援センターとの関係

市では、長久手市障がい者相談支援センターを設置していますが、平成30年度から「基幹型相談支援センター」として運営しています（(福)長久手市社会福祉協議会への委託事業として実施）。

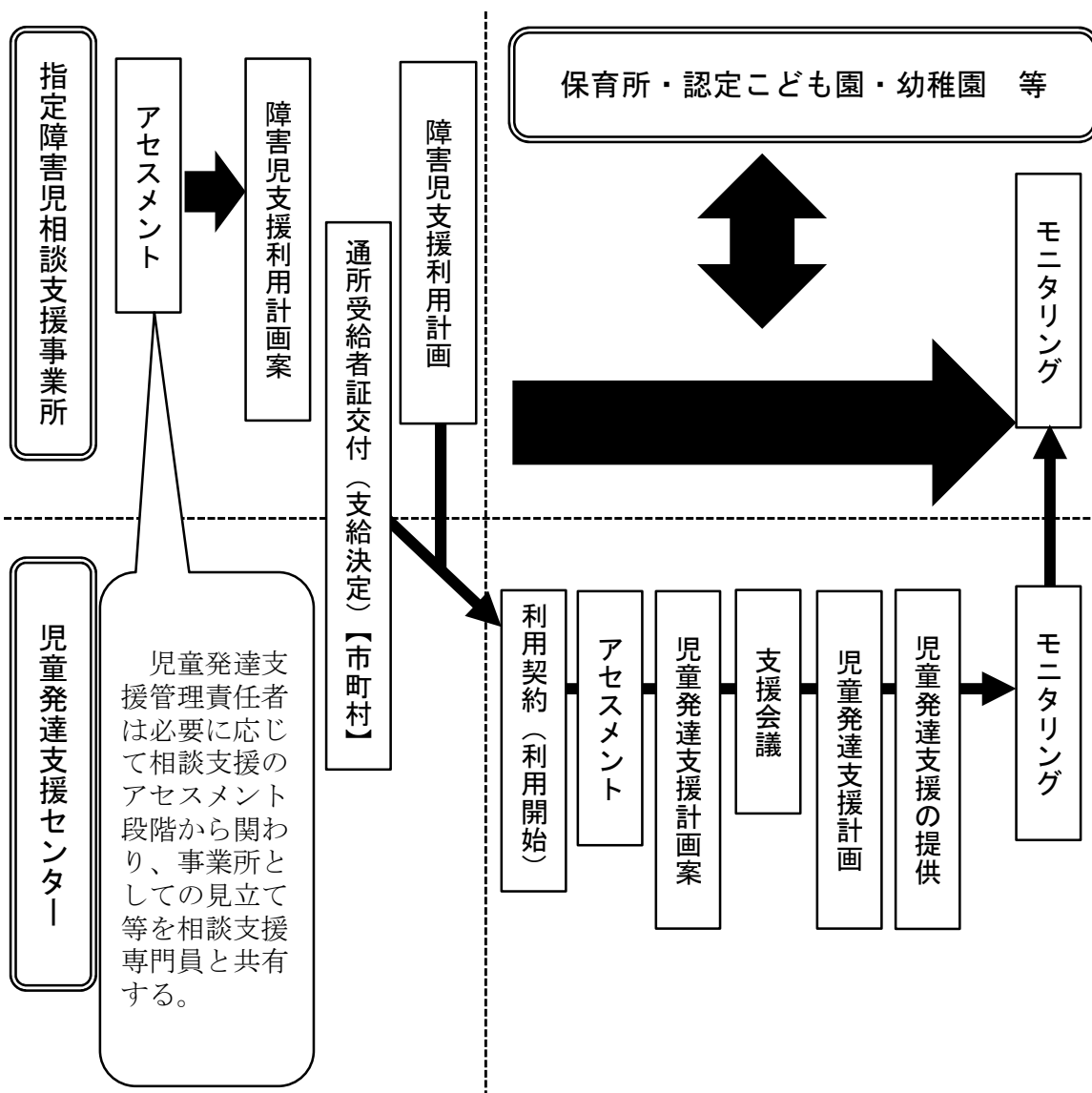
当該受託事業者に対しては、合わせて障害児支援利用計画の策定を行う指定障害児相談支援事業所として事業所指定していることから、長久手市障がい者相談支援センターでは、「基幹型相談支援センター」としての機能と、「指定障害児相談支援事業所」としての機能を担うこととし、児童発達支援センターで行う相談支援事業との役割分担を図ります。

(オ) 市が設置する「(仮称)発達支援室」(後述)との関係

市では新たに「(仮称)発達支援室」を設置し、児童発達支援センターの指定管理業務、本市の療育支援体制全体の統括や個別相談、巡回相談等を行うことを検討しています（後述）。

「(仮称)発達支援室」では「基本相談」や「発達相談・発達検査」、「巡回相談」を行うこととし、児童発達支援センターで行う相談支援事業との役割分担を図ります。

【指定障害児相談支援事業所と児童発達支援センターの関係】



ウ 保育所等訪問支援事業

(ア) 事業内容

保育所、幼稚園、小学校等、児童が集団生活を営む施設に通う障がいのある児童であって専門的な支援が必要な場合、訪問支援員が保育園等を訪問して集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

(イ) 対象者

保育所等、児童が集団生活を営む施設に通う障がいのある児童であって、当該施設を訪問し専門的な支援が必要と認められた者（0歳～17歳）。

(ウ) 訪問先

保育所、幼稚園、小学校、中学校等

(エ) 利用料金

有料（市が交付する通所受給者証が必要となります）。児童福祉法に規定される障害児通所給付費に基づく利用料金とします。

所得階層	利用者負担額 (月額)
生活保護世帯	0円
市町村民税非課税世帯	0円
市町村民税課税世帯（所得割28万円未満）	4,600円
市町村民税課税世帯（所得割28万円以上）	37,200円

(3) 開所日・開所時間

月曜日から金曜日 午前9時から午後5時まで
土日祝・年末年始を除く

【児童発達支援センター 1日のスケジュール（案）】

時間	プログラム	活動内容
午前 9 時～10 時	登園・朝の集まり	おはようの挨拶、名前呼び、手遊び、歌
午前 10 時～正午	リズム・サーキット	リズム運動やサーキットで体を動かす
	感触遊び・製作	粘土や絵具、クレヨンなどで遊ぶ
	屋外活動	散歩や庭遊びにより屋外での活動を行う
正午～午後 1 時	食事	食事を通して摂食指導を行う
午後 1 時	午睡	リラックスして体を休める
午後 2 時～3 時	帰りの集まり・降園	さよならの挨拶

5 施設整備計画

児童発達支援事業の 1 日当たりの施設定員を 40 人とし、以下のとおり必要な施設整備を行います。

(1) 指導訓練室 5室 計216㎡

ア 1 室 8 人定員として、知的障がいのある児童・発達障がいのある児童用の指導訓練室を 3 室整備します。

イ 1 室 8 人定員として、身体障がいのある児童用の指導訓練室を 2 室整備します。

ウ 新規児童については、当初約 2 か月を目処に親子通所を実施します。但し、親子通所の期間については児童や保護者の状況等を総合的に勘案して決定します。

【クラス編成（案）】

クラス	種別	年齢	分類	定員	時間	面積 (※)
1	発達・知的	0歳～2歳	単独・親子	8組	月～金 午前9時～午後3時	45㎡
2	発達・知的	3歳～5歳	単独	8人	月～金 午前9時～午後3時	45㎡
3	発達・知的	3歳～5歳	親子	8組	月～金 午前9時～午後3時	45㎡
4	肢体	0歳～2歳	単独・親子	8組	月～金 午前9時～午後3時	45㎡
5	肢体	3歳～5歳	単独・親子	8人	月～金 午前9時～午後3時	45㎡
合計				40人・組	—	225㎡

※ 指定基準：児童1人当たり2.47㎡以上

(2) 多目的室 1室 45㎡

ユーティリティースペースとして多目的室を1室整備します（パーティションを設置し、指導訓練室の拡張スペースとしての利用も見込んだ設計とします。）。

(3) 遊戯室 1室 82㎡

感覚統合遊具が設置できる遊戯室を整備します。

※ 指定基準：児童1人当たり1.65㎡

(4) 相談室 2室 計30㎡

相談支援事業を行うための設備として、専門の相談室を設置するとともに、情報交換や交流ができるスペースを設けます。

(5) 静養室 4室 計40㎡

(6) 医務室 1室 15㎡

(7) 会議室 1室 38㎡

(8) 職員室・事務室 1室 100㎡程度

(9) 談話スペース 1室 50～70㎡程度

(10) 調理室・配膳室 各1室 150㎡

※ 上郷保育園に整備するものと共有

(11) その他

子ども用トイレ（シャワー室含む）4か所、職員用トイレ2か所、倉庫1か所、更衣室1か所、給湯室1か所、職員用静養室、園庭 他

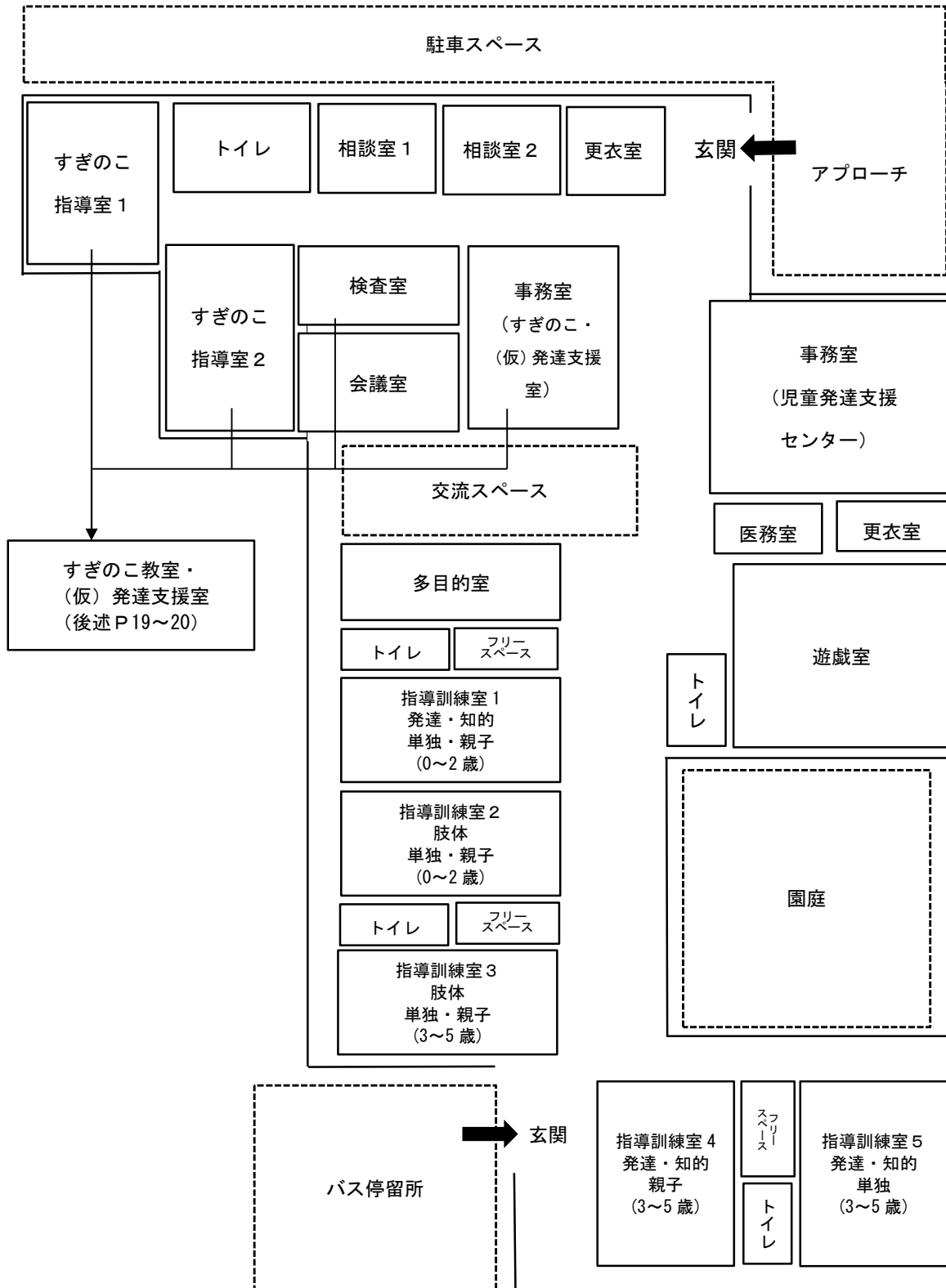
【児童発達支援センターの設備（※指定基準）】

設備等	備 考
指導訓練室	<ul style="list-style-type: none">・ 定員は概ね10人・ 障がい児1人当たりの床面積は2.47㎡以上・ 主として難聴児又は重症心身障がい児を通わせる場合は除く
遊戯室	<ul style="list-style-type: none">・ 障がい児1人当たりの床面積は1.65㎡以上・ 主として難聴児又は重症心身障がい児を通わせる場合は除く・ 主として重症心身障がい児を通わせる場合は設けないことができる
屋外遊戯場、医務室、相談室	<ul style="list-style-type: none">・ 主として重症心身障がい児を通わせる場合は設けないことができる
調理室、便所	—
静養室	主として知的障がいのある児童を通わせる場合
聴力検査室	主として難聴児を通わせる場合
その他、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等	

※ 「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」

【施設整備イメージ (※)】

※ 部屋割りをしたイメージ図です。平成30年度中に設計業務を実施します。



【指導訓練室利用形態（案）】

指導 訓練室 (クラス)	種別	単独・親子	月	火	水	木	金	
1	発達・知的 0～2歳	単独		→		→		
		親子	→		→		→	
2	発達・知的 3～5歳	単独	→					
3	発達・知的 3歳～5歳	親子	→					
4	肢体	単独・親子 (混成)	→					
5	肢体	単独・親子 (混成)	→					

6 職員配置計画

定員規模を1日当たり40人としていますので、児童発達支援センターの職員数は31人とします（パートタイム・休憩代替等の職員を除きます。）。

また、嘱託医や看護師、臨床心理士等の専門職についてはそれぞれ必要に応じた日数分を配置します。

【本市が設置する児童発達支援センターの職員数（案）】

職 種		人 数
セ ン タ ー 長		1人
児童発達支援管理責任者		1人
保 育 士	クラス1	2人
	クラス2	2人
	クラス3	2人
	クラス4	2人
	クラス5	2人
	その他	1人
児 童 指 導 員	クラス1	1人
	クラス2	1人
	クラス3	1人
	クラス4	1人
	クラス5	1人
事 務 員		2人
(嘱 託 医)		(1人)
看 護 師		1人
(調 理 員)		(2人)
(栄 養 士)		(1人)
(相談員)		(1人)
(機能訓練 担当職員)	臨床心理士	(1人)
	作業療法士	(1人)
	言語聴覚士	(1人)
	理学療法士	(1人)
合 計		常勤22人+ (非常勤等9人)

【専門職の勤務従事日数（案）】

種 別		従事日数
嘱託医		2日／年
看護師		5日／週
機能	臨床心理士	2日／月
訓練	作業療法士	2日／週
担当	言語聴覚士	5日／月
職員	理学療法士	3日／月

【参考：児童発達支援センターの職員数（※指定基準）】

従事者	嘱託医	1人以上
	児童指導員及び保育士	・総数が概ね障がいのある児童を4で除して得た数値以上 ※機能訓練担当職員の数を含めることができる。 ・児童指導員 1人以上 ・保育士 1人以上
	栄養士	1人以上 ※障がいのある児童の数が40人以下の場合は置かないことができる。
	調理員	1人以上 ※調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる。
	児童発達支援管理責任者	1人以上
	機能回復訓練職員	機能訓練を行う場合に置く。
管理	原則として、専ら当該事務所の管理業務に従事するもの (支障がない場合は他の業務と兼務可)	

※ 「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」

7 運営形態

施設整備については前述のとおり、平成29年9月に策定した「上郷保育園等改築基本構想」において、市が整備する方針を決定しましたが、施設運営については専門性の高い療育支援を提供するための多様な福祉専門職を常時雇用する必要があることから、「指定管理者による運営」を基本方針とします。

この場合のメリットとして、

- ・ 必要な常勤職員の確保、特に看護師、理学療法士、作業療法士等の専門職の常勤雇用が可能であること
- ・ 専門職のうち、特に児童発達支援管理責任者について、事業に精通した人員の配置が可能となること
- ・ 既に福祉サービスに携わっている団体が運営を担うこととなるため、これまでにその団体が培ったノウハウを発揮できること
- ・ 民間活力の導入により運営コストの削減が見込まれること
- ・ 職員の勤務時間など、運営形態に合わせた勤務形態とすることが可能となること

等が挙げられます。一方、注意すべき点として、

- ・ 市の責任の下での運営を担保する必要があること
- ・ 市の関係機関との連携方策について工夫が必要なこと
- ・ 個人情報取扱いについての制度設計が必要となること

等が挙げられます。

8 (仮称) 発達支援室の設置について

前述のとおり、児童発達支援センターは指定管理者による運営を基本方針としますが、本市の療育支援体制全体を統括し、切れ目のない支援体制を構築・維持していく必要であること、また、児童発達支援センターの運営について最終的な責任を持ち、リスク管理や個人情報の保護を徹底することで、施設の設置者として適切なサービス提供が確保されるよう努めていくことが必要であることから、新たに福祉部内に「(仮称) 発達支援室」を設置することを検討します。

「(仮称) 発達支援室」では、児童発達支援センターの指定管理業務のほか、室員による巡回相談（必要に応じて基幹型相談支援センターの職員も同道）や各種研修、専門職による発達相談・発達検査を行えるよう体制整備を行いますが、実効性のある機関連携を担保するため、保健、障がい福祉、保育、教育等の多分野の人材による構成を想定しています。

9 送迎バスについて

児童発達支援センターについて、地域に開かれた利用しやすい施設とするためには、障がいのある児童及びその保護者が通所しやすい環境整備を行う必要があることから、送迎バスの導入を検討します。

10 すぎのこ教室について

平成29年9月に策定した「上郷保育園等改築基本構想」に基づき、すぎのこ教室を移転・新築します。児童発達支援センターとの併設とし、引き続き市の単独事業として「直営」による運営を行います。

(1) 施設の位置づけ

市の条例に基づく親子通園施設

(2) 事業内容

知的発達や運動発達面で心配があると思われる児童を対象に、親子で一緒に関わりながら、日常生活や遊びを通して発達支援や集団生活への適応性を高める活動を行います。

(3) 対象者（案）

知的発達や運動発達面で心配があると思われる児童（0歳～2歳）とその保護者（障害者手帳・診断書等がなくても通園可）。

(4) 定員

16組

(5) 利用料金

無料

(6) 開所日・開所時間

月曜日から金曜日 午前9時から午後3時まで
土日祝・年末年始を除く

(7) 職員配置

保育士等

(8) 施設整備計画

すぎのこ教室の施設定員を16組とし、以下のとおり必要な施設整備を行います。

指導訓練室 2室 計96㎡

1室8組定員として、知的発達や運動発達面で心配があると思われる児童とその保護者を対象とした指導訓練室を2室整備します。

(9) 児童発達支援センターとすぎのこ教室の位置づけについて

児童発達支援センターは、児童福祉法第43条に基づく「日常生活における基本動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適用のための訓練を行う」施設であることから、

- ・ 「身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童または精神に障がいのある児童（発達障がいを含む）（児童福祉法第4条第2項）」を対象とし、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持や医師の診断書等の取得が要件となるほか、
- ・ 通所受給者証の取得が必要となり、利用に当たっては「障害児支援利用計画」の策定及び一定の利用料金の負担が必要となります。

一方、すぎのこ教室は長久手市の条例に基づく親子通園施設であることから、

- ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持や医師の診断書等の取得を要件とせず、
- ・ 通所受給者証が不要であること（保護者の費用負担がない、障害児支援利用計画の策定が不要）

から、例えば言葉の後れが気になる児童とその保護者が、身体障害者手帳等の所持や医師の診断書等を取得せず、無料で利用することができます。

このように、双方にメリットがあり、また設置目的が異なりますが、連携した体制整備を行うことで、切れ目のない支援体制を構築します。

なお、児童発達支援センター設置後は、すぎのこ教室の通園期間を1年未満とし、在籍中に次の所属先を決定することを条件とした運営と想定しています。

11 定員設定の考え方

近年の就学前児童数（0～5歳）、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳交付数（0歳～5歳）及び児童発達支援通所受給者証交付数（0～5歳）の傾向をもとに定員設定を行います。

(1) 就学前児童数（0～5歳）、障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳交付数（0歳～5歳）及び児童発達支援通所受給者証交付数の推移

年度	就学前児童数 (0～5歳)	身体障害者手帳 (0～5歳)	交付割合	療育手帳 (0～5歳)	交付割合	精神障害者保健福祉手帳 (0～5歳)	交付割合	児童発達支援通所受給者証交付数 (0～5歳)	交付割合
26	4,180	4	0.09%	13	0.30%	1	0.02%	21	0.48%
27	4,377	6	0.13%	12	0.27%	1	0.02%	15	0.33%
28	4,397	8	0.18%	15	0.33%	1	0.02%	24	0.53%
29	4,365	9	0.20%	15	0.33%	0	0.00%	34	0.78%
30	4,432	10	0.22%	17	0.38%	0	0.00%	40	0.88%

(各年度4月1日現在)

(2) 就学前児童数（～5歳）推計及び児童発達支援通所受給者証交付数（0歳～5歳）見込

年度	就学前児童数（0～5歳） 推計	児童発達支援通所受給者証交付数 (0～5歳)推計	交付割合 (推計値)
31	4,528	49	0.99%
32	4,564	52	1.12%
33	4,532	57	1.12%
34	4,495	51	1.12%
35	4,441	50	1.12%

(各年4月1日現在 子育て支援課調べ)

児童達支援センターに通所するに当たって必要となる児童発達支援の通所受給者証について、その交付者数は、平成33年度に見込まれる「57人」がピークであると考えられます。

近隣市町の状況をみると、児童発達支援通所受給者証交付者のうち、平均して約58%の者が当該市町が設置した児童発達支援センター（事業所）に通所している状況であることから（児童の年齢・特性等に応じて保護者が通所施設を選択してサービス利用するため、全ての児童が当該市町が設置する児童発達支援センター（事業所）に通所する訳ではありません。）、

本市では、（交付者数ピーク見込値） 57人 × 58% ≒ 34人

が通所するものと見込まれます。このため、1日当たりの利用定員設定として30人程度が適当であると思われませんが（就学前児童を対象とする施設であることから、全ての児童が毎日通所する訳ではありません。）、今後の増加分を見込み、1日当たりの利用定員を40人としても運用可能な施設規模として整備する必要があります。

上記の理由から、1日当たりの利用定員を40人とします。

【参考】近隣市町の児童発達支援センター（事業所）の設置状況等

市町名	瀬戸市	日進市	東郷町	【参考】尾張旭市 ※民設・民営
児童発達支援センター （事業所）の定員数	30人	50人	20人	20人
通所受給者証交付対象者数 （児童発達支援（6歳未満））	50人	201人	39人	25人
児童発達支援センター （事業所）の登録人数	30人	159人	14人	27人 ※市外からの通所 児童含む
児童発達支援センター （事業所）への通所割合	60%	約79%	約36%	—
人口	129,900人	90,154人	43,517人	83,372人

（平成30年3月31日現在）

12 開設時期

児童発達支援センターの開設までには、設計業務や施設整備、運営体制の構築等に要する期間が必要となります。

今後の施設整備や運営体制構築等の現時点でのスケジュール（予定）は以下のとおりです。

【施設整備】（予定）

	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	2020 年度	2021 年度
1 施設設計	→			
2 施設整備			→	

【運営体制構築等】（予定）

	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	2020 年度	2021 年度
1 方針決定	→			
2 指定管理者業務 の枠組構築		→		
3 指定管理者募集			→	
4 指定管理者選定			→	
5 指定管理者決定			→	
6 開設準備			→	
7 開設				→
8 「(仮称) 発達支援 室」の設置				→

13 長久手市児童発達支援センター設置に係る作業部会での主な意見（抜粋）

「長久手市児童発達支援センター設置に係る作業部会」での主な意見は以下のとおりです。

- ・ 児童発達支援センターとは、通所支援、相談支援、訪問支援の機能を持つ施設であり、児童発達支援センターを設置だけで全てが解決するというものではなく、療育支援体制の一端を担うものとして理解する必要がある。
- ・ 卒園から就学への繋がりを強くする必要がある。現状では、保護者からの目線だけの情報になりやすい。集団生活の中での様子も情報として欲しい。そこに聞けば分かるという拠点があると非常に助かる。
- ・ 医療的ケア児の支援について、児童発達支援センターの設置とは別立てで考える必要がある。
- ・ 児童発達支援センターにどのような児童が通うかという想定により考え方が異なってくる。重症心身障がい児に対して居宅型の支援が可能であれば、通所支援についてはセンターの業務として想定せず計画を進めて良いかもしれない。
- ・ 長久手市の人口規模では、重症心身障がい児の受入れは事業所として成り立たない可能性が高く、国の指針にあるように圏域での対応などが現実的ではないか。
- ・ 重症心身障がい児にとって、在宅しがなく所属先がない、という状況は保護者にとって孤独に感じられるのではないか。
- ・ 重症心身障がい児が、児童発達支援センター整備計画の中でないがしろにされているという誤解が生じないように注意が必要である。児童発達支援センター設置後は、様々な状況にある児童に対して、行政は選択肢を用意することが求められるという覚悟が必要である。

- ・ 集団に入ることによって良い刺激を受けられると見込まれる児童及び集団生活を送ることができる児童は保育所に入所、集団に入ることが難しい段階にある児童の場合には、まず児童発達支援センターでの療育を受けることが望ましいと考えている。就労要件があるため難しいとは思いますが、公立の保育所とすぎのこ教室を並行して利用できれば理想的である。
- ・ 福祉サービスの利用となると、保護者の意識によるところが大きい。障害者手帳の取得を迷うくらいのグレーゾーンの児童の場合には、児の状況に応じて適切なアドバイスを受けた上で保護者が選択できるとよい。
- ・ 日進市では学校への保育所等訪問支援の利用実績があると聞いている。本市でも利用できればと思う。児童の過去の状況を知っている指導員等からアドバイスをもらえることは非常に有益であり、対象児童の力が伸びている段階なのか不応状態にあるのか判断することができる。
- ・ グレーゾーンにある児童で、小学3～4年生くらいになると適応が難しくなるケースが多いと感じてきた。それくらいの年齢までは保護者や本人が少し無理をしながら周囲の配慮を得て過ごすことができるが、それ以降の年齢になると難しくなってくるのだと思われる。それらのことを踏まえると、保育所等訪問支援を行う専門職は保育士だけでなく、学齢期にも対応できる人材が必要となる。
- ・ 切れ目ない支援体制の構築を掲げるのであれば、行政は人事異動があるので、専門性が重要となるポジションの配置は委託にするなど、専門性を担保する職員体制を考える必要がある。
- ・ 児童の相談窓口が広がってきたことは良いことであるが、核となり仕分けができるコントロールタワーを中心に、常に各機関が情報共有できる仕組みが必要で、その核を児童発達支援センターが担うのか、その他の機関が担うのかを決定しないと話が進まない。整理をするよいタイミングであると思う。

- ・ 相談窓口は、障がい者相談支援センター、保健センター、子育て支援課と複数があるが、多くの保護者は保健センターで相談することが多いので、その段階から整理できれば、切れ目のない支援につながるのではないか。
- ・ 児童発達支援センターの機能を通所支援、相談、訪問支援とした場合、コントロールタワーをどこにすべきか検討する必要がある。
- ・ 相談員としても、仕組みがない中では個々のケースの対応に係る負担が大きいため、分かりやすい仕組みが欲しい。
- ・ 指定管理にすれば専門性が担保されるという単純なものではない。指定管理先の職員が辞める可能性もあり、安定した人材確保ができる保障はない。
- ・ 重症心身障がい児のように医療依存度が高い児童に対して、すべて一か所の施設で受け入れることは困難であると思われるが、仕組みの中で他部門が連携して対応していく必要がある。
- ・ スクールソーシャルワーカーの業務としては不登校児童の対応が多いが、その中には障がいを持っている児童もいる。そのため、医療、福祉、保育、教育といった複数の分野の専門性が揃った仕組みが重要と考える。
- ・ 小学校3～4年生の頃に気になる行動が目立ってくる児童の中には、就学前の頃から特性が見られたというケースも多い。就学前に情報共有ができれば早期発見につながるため、保育と教育が連携することは非常に重要である。現状では就学時に引き継ぎはされているが、学校現場ではほとんど情報が入っていない印象がある。
- ・ 保育所等訪問支援の役割は、療育手帳判定基準内ではないが、集団生活への適応が難しい児童が集団生活を維持していくために必要なツールである。児童発達支援センターのサービスの一つとするのであれば、支援員は保育所や学校が対象となるため扱う分野が非常に広がる。

- ・ 保育所では大きな問題行動が見られなくても、教育現場に入ったときに問題行動が見られるようになることが多い。そのような状況にスムーズに対応するためには、就学前から引き続き小学校2～3年生くらいまで同じ機関の職員が支援を行い、その後、年齢に応じた訪問支援の形、内容を提供していくことが求められる。
- ・ 保育所等訪問支援に関して、小学2～3年生くらいから障がい者相談支援センターが引き継ぐということになれば、「長久手市障がい児者相談支援センター」という名称が適切ではないか。
- ・ 「すぎのこ教室」と「児童発達支援センター」に関して、どちらを利用するかは保護者が選択することである。すぎのこ教室は卒園で支援が終了するが、保育所等訪問支援では対象を18歳未満までとしており、就学前の児童に対しては保育所、幼稚園で個別支援を求められるが、就学後はそれまでと同様の支援が適しているとは限らない。就学前までは現場で対応していくが、就学後はサービスの選択肢を提示するといったように支援内容が変わり、役割が異なってくる。
- ・ 児童発達支援センターの設置に合わせ、保育所との並行通園ができる体制に変えていかなければならないのではないか。
- ・ 児童発達支援センターに係る施設整備、クラス定員等については事務局を中心に意見を集約する形でまとまってくると思う。本作業部会で検討が必要なのは、医療依存度の高い児童（本人の理由で通所できない、医療行為の種類によって受け入れが困難等。）、に対して居宅訪問型のサービスを提供できる体制の整備や学齢期以降の保育所等訪問支援といった、児童発達支援センターが担う役割の具体的なイメージを作っていくことである。
- ・ 児童発達支援センターに心理士を常住させることができれば、学校への保育所等訪問支援はその心理士が対応できる。
- ・ 学校としては専門職が介入してくれることで、療育の環境整備につながると思う。

- ・ 児童発達支援センターには通所してくる児童への支援のほか、その児童が所属している環境（組織）への支援も期待している。ぜひ心理士を配置し、個への対応だけでなく地域の社会資源をバックアップしてほしい。
- ・ 第2回作業部会から検討してきた「核となる機関」について、「(仮称)発達支援室」を設置したとして、保護者がサービスの利用を希望してすぐに利用を開始した場合等、すべての情報を「(仮称)発達支援室」が集約できるのか。重要なのは、新たな機関を設置することではなく、関係図、連携図をきちんと描くことである。
- ・ 「核となる機関」を新設して取り仕切るという体制でうまく運用できればよいが、ポストが増えるだけにならないようにしてほしい。福祉サービスを利用している期間は相談員が対象児童について多くの情報を持っているし、管理機能は担っていると思う。
- ・ 児童発達支援センターが設置されれば、法定サービスの保育所等訪問支を行うこととなるが、今ある長久手市の保育所等巡回相談支援事業も残しておけば、その家族の状況に応じて使い分けることができる。
- ・ 児童発達支援センターで受け入れる基準（法律では0歳からの受け入れ）をどうするのか、また、児童発達支援センターが完成した後のすぎのこ教室の事業内容や通園期間を改めて設定していく必要がある。
- ・ 児童発達支援センターとは、通所支援、相談支援、訪問支援の機能を持つ施設で、センターだけで全てが解決するというものではなく本市の療育支援体制の一端を担うものとして考えていく。
- ・ 卒園から就学へのつながりを強くする必要がある。現状では保護者目線からだけの情報になりやすい。集団生活の中の様子も情報としてほしい。そこに聞けばわかるという拠点があると非常に助かる。
- ・ 医療的ケア児の支援について、児童発達支援センターの設置とは別立てで考える必要がある。

- ・ 児童発達支援センターを公営とした場合には、児童発達支援管理責任者など専門性が高い人員の配置や人事異動との兼ね合いで問題が出てくる。
- ・ 運営主体を指定管理とした場合は、職員を固定できる一方で、個人情報管理のルールづくりが必要である。
- ・ 対象児童に何が必要か選ぶための道しるべがあること、相談する場所があることが必要である。
- ・ 基幹型相談支援センターとの役割分担が必要である。
- ・ 児童に対応できる専門職の配置・育成と各相談窓口（事業）の心理士の活用が必要である。
- ・ 基幹型相談支援センターには、各分野の専門的スキルの高い職員の集約する必要がある。
- ・ 長久手市は仕組みとしてではなく、個人の能力に頼っている部分が大きいため、しっかりとした仕組みを整え、安定した支援・サービス提供ができる体制を維持することが大切である。
- ・ 特定の「人」に頼る支援は変えていなければならない。
- ・ 相談窓口がたくさんあるメリットもある一方で、保護者にとって分かりにくく混乱を招くケースもある。核となる機関が決まっていれば、利用する側は分かりやすいのではないか。
- ・ 肢体不自由児のお子さんに関して、健診よりも早い段階で医療機関で診断を受けているケースがほとんどであるが、早い段階から施設などで療育を受けたいと思っても、すぎのこ教室では対応できないので、そういったお子さんが0歳児の時点で通うことができる場所が必要である。
- ・ 児童発達支援センターが0歳から受け入れるということであれば、すぎのこ教室ではなく、初めから児童発達支援センターに通うことになる。そうすると、すぎのこ教室は、親子で通いながら一定期間、次の支援を見極めることができるような機関に徹していくことになるかと思う。

- すぎのこ教室では、2歳児クラスは来年から就園なので、後半からは隣接する上郷保育園で遊ばせてもらい、遊具で遊んだり年齢が上の子とも関わっていくことで、新しい環境に慣れる練習ができるので、保育所との一体化の方が良いとの考えもあるが、一方で、「ここで頑張れば、来年から（別棟の）保育所に行けるんだ。」とのモチベーションに繋がることを考えると、児童発達支援センターとの併設が良いとも考えられる。どちらも各々利点があると思う。
- 新たにすぎのこ教室の役割については今後検討していくが、すぎのこ教室は、次の支援方法を精査するだけの場ではなく、保護者がお子さんと向かい合っていく期間を設ける場として必要であると感じる。

14 長久手市児童発達支援センター設置に係る作業部会 構成員名簿

分 類	所属・職名	氏 名
長久手市障がい者自立支援協議会児童教育支援部会 部会長	長久手市社会福祉協議会 相談支援係長	鈴木 聖美
家族会代表	ウェンディの箱 代表	鈴木 厚子
	希望の会 代表	伊藤 まゆみ
		山田 潤子
学識経験者	尾張東部地域相談支援アドバイザー	川上 雅也
主任児童委員	主任児童委員	鈴木 多恵子
指導主事	長久手市教育委員会 教育総務課指導主事	竹下 直代
指導保育士	長久手市福祉部子育て支援課 指導保育士	加藤 七保美
すぎのこ教室	長久手市福祉部子育て支援課 主任専門員	長尾 啓子
事務局	子育て支援課	
	福祉課	
	健康推進課	

15 長久手市児童発達支援センター設置に係る作業部会 検討経過

(1) 第1回

日 時 平成29年11月10日（金）
午後1時30分から午後3時10分まで
場 所 長久手市役所会議室棟 会議室C
内 容 ・ 療育支援体制の構築について
・ 上郷保育園等改築基本構想について
・ 他市町の取組報告について

(2) 第2回

日 時 平成29年12月27日（水）
午前10時から正午まで
場 所 長久手市役所会議室棟 会議室C
内 容 ・ 療育支援体制の構築について
・ 児童発達支援センターの施設規模・運営主体の検討について

(3) 第3回

日 時 平成30年1月29日（月）
午前10時から正午まで
場 所 長久手市役所会議室棟 F会議室
内 容 ・ 療育支援体制の構築について
・ 児童発達支援センターの運営体制・職員配置について
・ 保育所等訪問支援について

(4) 第4回

日 時 平成30年2月23日（金）
午後2時から午後3時30分まで
場 所 長久手市役所会議室棟 会議室F
内 容 ・ 児童発達支援センター運営基本計画の策定について
・ 療育支援に関して核となる機関について

(5) 第5回

- 日 時 平成30年3月16日(金)
午後3時30分から午後5時まで
- 場 所 長久手市役所本庁舎 第4会議室
- 内 容
- ・ 児童発達支援センター運営基本計画の策定について
 - ・ 療育支援に関して核となる機関について
 - ・ 瀬戸市発達支援室視察結果報告について
 - ・ 児童発達支援センターを中心とした機関の相関関係について
 - ・ すぎのこ教室の位置づけについて

(6) 第6回

- 日 時 平成30年4月18日(水)
午後2時から午後4時まで
- 場 所 長久手市役所会議室棟 会議室D、E、F
- 内 容
- ・ 児童発達支援センター運営基本計画の策定について
 - ・ すぎのこ教室の位置づけについて
 - ・ 相談支援体制について

(7) 第7回

- 日 時 平成30年5月16日(水)
午後1時から午後3時まで
- 場 所 長久手市役所会議室棟 会議室D、E
- 内 容
- ・ 児童発達支援センター運営基本計画の策定について
 - ・ 専門職の配置について
 - ・ 相談支援体制について
 - ・ 「つなぐ部会」と「事業所部会」の設置について

長久手市児童発達支援センター運営基本計画

平成31年1月発行

発行：長久手市

長久手市障がい者自立支援協議会

編集：長久手市福祉部子育て支援課、福祉課、健康推進課

長久手市児童発達支援センター設置に係る作業部会

（長久手市障がい者自立支援協議会児童教育支援部会内）

住所：〒480-1196

愛知県長久手市岩作城の内60番地1

電話：0561-63-1111（代表）